

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案（仮称）」概要について

1. 趣旨

- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成 27 年 9 月 11 日成立。以下「改正法」という。）が平成 27 年 9 月 30 日より施行されることになる。
  
- これに伴い、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和 61 年政令第 95 号。以下「労働者派遣法施行令」という。）等についても所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

- （1）労働者派遣法施行令の一部改正  
労働者派遣法施行令第 5 条に規定する業務を削除する。
  
- （2）経過措置
  - ア 労働者派遣事業の許可に関する経過措置  
改正法の施行の日（以下「施行日」という。）前に一般労働者派遣事業の許可の申請をした者の当該申請に係る許可の基準については、なお従前の例によるものとする。
  - イ 労働者派遣事業の許可の有効期間の更新に関する経過措置
    - ① 改正法の施行の際現にされている一般労働者派遣事業の有効期間の更新の申請は、改正法の規定による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「新法」という。）に基づく労働者派遣事業の許可の有効期間の更新の申請とみなすものとする。
    - ② ①の申請に係る許可の有効期間の更新の基準については、なお従前の例によるものとする。
  - ウ 労働者派遣事業の役務の提供を受ける期間等に関する経過措置
    - ① 新法第 30 条第 1 項第 1 号及び第 2 項並びに第 40 条の 5 第 2 項の規定は、施行日以後に締結される労働者派遣契約に基づき行われる労働者派遣及び当該労働者派遣に係る派遣労働者について適用するものとする。
    - ② 新法第 34 条等の労働者派遣の役務の提供を受ける期間に関する規定（改正法附則に規定しているもの及び①に掲げるものを除く。）は、施行

日以後に締結される労働者派遣契約に基づき行われる労働者派遣及び派遣就業について適用し、施行日前に締結された労働者派遣契約に基づき行われる労働者派遣及び派遣就業については、なお従前の例によるものとする。

- ③ 施行日前に締結された労働者派遣契約に基づき行われる労働者派遣については、改正法の規定による改正前の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 40 の 4 及び第 40 条の 5 の規定は、なおその効力を有するものとする。

(3) その他

その他所要の規定の整備を行うものとする。

**3. 根拠法令**

- ・新法第 4 条第 1 項第 3 号及び、第 35 条の 4 第 1 項
- ・改正法附則第 6 条第 2 項及び第 11 条 等

**4. 施行期日**

平成 27 年 9 月 30 日（予定）